明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二一五）　一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二九三）　八
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二九四）　一六
○肥料を登録した件（農林水産一五六二）　一九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一五六三～一五七三）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二五
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金変更関係　三八
地方公共団体
行旅死亡人関係　三八
会社その他
会社決算公告　三九～四一

告示

○総務省告示第二百十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十七年七月一日から施行する。

なお、平成二十六年総務省告示第二百十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十七年六月三十日限り廃止する。

平成二十七年六月十八日

総務大臣　山本　早苗

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注2）	備　考
72.54MHzから72.86MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	50W以下	上空での使用を除く。 空中線電力は、5W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成29年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。